

わーるど こらぼ ふえすた
 ワールド・コラボ・フェスタ2024
 ぶっぴんはんばいが いどらいん がいようばん
 物品販売ガイドライン(概要版)



わーるど こらぼ ふえすた では、すべての ぶっぴんはんばい については、ほけんじょ おあしす 21 への しんせい 申請が あらかじめ 必要です。安全で安心して楽しんでいただける フェスタ にするため、ルールを 必ず お守り ください。また、ルールを守っていただけない場合、当日であっても 中止 していただくことがあります。

ぶっぴんはんばい なが
物品販売の流れ

がつげじゆん 7月下旬～	しんせいしよていしゆつ さん かけていだんたい ぶっぴんないよう じつこういんかい 申請書提出 (参加決定団体の物販内容について、実行委員会から おあしす ほけんじょ そうだん もんだい オアシス21と保健所に相談をします。問題があるものについて は、個別に実行委員会から各団体に連絡のうえ、調整します。) こべつ じつこういんかい かくだんたい れんらく ちようせい	
がつ にち にち 10月26日・27日	わーるど こらぼ ふえすた かいさい どうじつ ほけんじょ かくにん はい ばあい ワールド・コラボ・フェスタ開催 ※当日に、保健所の確認が入る場合があります。	

ぶっぴんはんばい きほんルール
物品販売の基本ルール

- 1) オアシス21のテナントで販売しているものと競合しないもので、ふだん日本では手に入りにくい珍しいものや、特徴的なものについて、オアシス21から許可があった場合のみ、販売ができます。食品の場合は、オアシス21、および保健所から許可の出たものに限り販売できます。
- 2) 食品か、食品でないかに関わらず、すべての品目についてあらかじめ申請が必要です。「物品販売申請書」に、詳しく書いてください。(申請しなかった物品を当日販売することは認められません。)
- 3) 食品販売については、以下の注意点を守ってください。

しょくひんとうはんばい ちゆういてん
食品等販売の注意点

- 1) 販売できるもの
 商品に日本語の表示がある包装食品に限り、販売できます。食品の保管は、表示で指定された保存方法に従って販売し、表示ラベル等の内容については、食品衛生法に基づいたものにしてください。
 ※輸入食品については、輸入者名(法人・個人を問わない)を明記してください。輸入食品を販売する場合、輸入者は輸入届出を行う必要があります。詳しくは、厚生労働省ホームページ「食品衛生法に基づく輸入手続き」をご確認ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html>)

- 2) 販売できないものなど
 - (ア) 試食・試飲はできません。
 - (イ) その場での調理はできません。
 - (ウ) ジュース等、ふたを開けてコップに注いで販売・提供することはできません。
 - (エ) アルコール類の販売・提供はできません。
 - (オ) 手作りのお菓子や、手作りパンの販売・提供はできません。
 - (カ) お弁当やサンドイッチ、加熱されない食品(寿司、生野菜、刺身等)及び、ご飯類の販売・提供はできません。
 - (キ) 鮮魚、生肉、牛乳等の乳製品については、販売・提供はできません。
 - (ク) 可燃性油類(オリーブオイル、アロマオイル等)の販売はできません。